

教委議案第6号

明石市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則制定のこと

明石市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月14日提出

明石市教育委員会
教育長 北 條 英 幸

明石市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

明石市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正						現 行					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	課程	学科	生徒定員 (人)			学校名	課程	学科	生徒定員 (人)		
			1 学 年	2 学 年	3 学 年				1 学 年	2 学 年	3 学 年
明石市立明 石商業高等 学校	全 日 制	(略)			明石市立明 石商業高等 学校	全 日 制	(略)				
		福 祉 科	4 0	4 0			4 0	国 際 会 計 科	4 0	4 0	4 0

備考

- 改正部分は、下線の部分である。
>
- 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の明石市立高等学校の管理運営に関する規則別表中

「

福祉科	40	40	40
-----	----	----	----

 」

とあるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は

「

国際会計科		40	40
福祉科	40		

 」

と、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は

「

国際会計科			40
福祉科	40	40	

 」

と読み替えるものとする。

(準備行為)

- この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

本案は、明石市立明石商業高等学校に福祉科を新設し、国際会計科を廃止するため、規則の一部を改正しようとするものである。